リバーサイド川島園デイサービス 介護予防・日常生活支援総合事業 第一号通所事業契約書別紙(兼重要事項説明書)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人羽島郡福寿会
主たる事務所の所在地	〒501-6062 岐阜県羽島郡笠松町田代621番地の1
代表者(職名・氏名)	理事長 岩井 弘栄
設立年月日	平成5年12月10日
電話番号	058-388-5222

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	リバーサイド川島園デイサービス		
サービスの種類	第一号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)		
事業所の所在地	〒501-6025 岐阜県各務原市川島河田町1348番地		
電話番号	0586-89-5611		
指定年月日·事業所番号	平成7年7月1日指定 2170600155		
実施単位・利用定員	1単位 定員30人		
通常の事業の実施地域	各務原市		

3. 事業の目的と運営の方針

	要支援状態等にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において
事業の日的	自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るととも
事業の目的	に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防通所介護相当サービス
	を提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関
	係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・
運営の方針	医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態等の軽
	減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービス
	の提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第一号通所事業は、事業者が設置する事業所(リバーサイド川島園デイサービス)に通っていただき、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	日曜日及び12月30日から1月3日を除く毎日
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前10時00分から午後3時30分まで

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	常勤換算	指定基準
管理者	兼務	1人
生活相談員	1. 2	1人以上
看護職員	2. 4	1人以上
介護職員	4. 9	3人以上
機能訓練指導員	0. 2	1人以上

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

	生活相談員 渡邊真代
担当職員の氏名	生活相談員 吉田雄一朗
	生活相談員 尾関幸子
管理責任者の氏名	管 理 者 岩田智也

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、**原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割・2割又は3割の額**です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1)第一号通所事業・介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の 額となります。

【基本部分】

利用者の	利用同業	井十利田州	利用者負担	利用者負担
要介護度	利用回数	基本利用料	1割	2割【3割】

事業対象者 要支援1	月4回まで	4, 421円 (1回 につき)	443円 (1回につき)	885円 【1, 327円】 (1回につき)
事業対象者 要支援1	上記以上	18, 231円 (1月 につき)	1,824円 (1月につき)	3, 647円 【5, 470円】 (1月につき)
事業対象者 要支援2	月8回まで	4, 532円 (1回 につき)	454円 (1回 につき)	907円 【1, 360円】 (1回につき)
事業対象者 要支援2	上記以上	36, 716円 (1月 につき)	3, 672円 (1月につき)	7, 344円 【11, 015円】 (1月につき)

- (注1)上記の基本利用料は、各務原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2)利用者負担額は、単位数×10.14(地域加算)の1割・2割又は3割で計算しています。ただし、小数点以下は切捨てとなるので、複数日の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が生じることをご了承ください。

【加算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

			加算額	
加算の種類	加算の要件(概要)	基本利用料	利用者負担 1割	利用者負担 2割【3割】
若年性認知症 利用者受入加算	若年性認知症利用者に対し第一号通所 事業(介護予防通所介護相当サービス) を提供した場合	2, 433円 1月につき	244円	487円 【730円】
生活機能 向上連携加算(II)	外部の通所リハ事業所等のリハビリテーション専門職等が通所型サービス事業 所等を訪問して、共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成する等の 体制が整備されている場合	2, 028円 1月につき	203円	406円 【609円】
生活機能向上 グループ活動加算	生活機能の向上に対して実施される日 常生活上の支援を行った場合	1, 014円 1月につき	102円	203円 【305円】
栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(低栄養状態のリスク及び解決すべき課題の把握)を行った場合	507円 1月につき	51円	102円 【153円】
栄養改善加算	低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合	2, 028円 1月につき	203円	406円 【609円】

	1				
	口腔機能の向上を目的として	て、個別的に			
口腔機能向上	実施される口腔掃除の指導もしくは実施 又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指		1, 521円	153円	305円
加算(I)			1月につき	10011	【457円】
	導もしくは実施を行った場合	•			
一体的サービス	 栄養改善サービス及び口腔	*************************************	4, 867円		974円
提供加算	一ビスをいずれも実施した場		1月につき	487円	【1, 461円】
		事業対象者・	892円		179円
╨ เシ⇒+B/₩/ / /+/•				90円	
サービス提供体制		要支援1	1月につき		【268円】
強化加算(I)		事業対象者・	1, 784円	179円	357円
	ービス提供体制 別に厚生労働大臣が定め る其準に適合している場合	要支援2 	1月につき		【536円】
		事業対象者・	730円	73円	146円
サービス提供体制		要支援1 	1月につき		【219円】
強化加算(Ⅱ)		事業対象者•	1, 460円	146円	292円
		要支援2	1月につき		【438円】
		事業対象者•	243円	250	49円
サービス提供体制		要支援1	1月につき	25	【73円】
強化加算(Ⅲ)		事業対象者・	486円	40.00	98円
		要支援2	1月につき	4914	【146円】
介護職員等				上記基本部	分と各種加算
処遇改善加算 I				減算の合	計9. 2%
介護職員等	介護職員の処遇改善に関して、		して,	上記基本部	 分と各種加算
処遇改善加算 Ⅱ	一定の改善基準を超えた場合		場合	減算の合	計9.0%
介護職員等	-[上記基本部	 分と各種加算
処遇改善加算Ⅲ				減算の台	計8.0%
サービス提供体制 強化加算(II) サービス提供体制 強化加算(III) 介護職員等 処遇改善加算 I 介護職員等 処遇改善加算 I 介護職員等	る基準に適合している場合 介護職員の	事業対象者・ 要支援2 事業対象者・ 要支援1 事業対象者・ 要支援2	1,460円 1月につき 243円 1月につき 486円 1月につき	73円 146円 25円 49円 上記基本部 減算の合 上記基本部 減算の合	146 【219 29: 【438 4 【73 第 【146 分と各種加算 計9.2% 分と各種加算 計9.0% 分と各種加算

⁽注1)利用者負担額は、単位数×10.14(地域加算)の1割・2割又は3割で計算しています。ただし、小数点以下は切捨てとなるので、複数日の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が生じることをご了承ください。

(2)その他の費用

食 費	食事の提供を受けた場合、1食につき590円の食費をいただきます。
喫茶代	喫茶コーナーにてコーヒー等のお飲み物の提供を受けた場合、1杯につき 150円 い
受余10	ただきます。
レクリエーショ	希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただいた際に材料代等が必要
ン・クラブ活動	な場合はその実費をいただくことがあります。
再発行手数料	介護保険自己負担請求書・領収証等の再発行手数料として1部につき100円いた
丹光1] 于数科 	だきます。
	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と
その他	認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など
)について、費用の実費をいただきます。

(3)支払い方法

上記(1)、(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、

翌月中旬頃に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等		
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の27日(祝休日の場合は直後の平日)に、あな		
	たが指定する下記の口座より引き落とします。		

9. サービス利用に当たっての留意事項

- (1)事業所の初回利用に際しての利用者の介護認定等の調査については、利用者等が提示する 被保険者証と要介護認定の有無、認定区分及び有効期間を確認すること。
- (2)利用者の健康管理については常に留意し、サービス利用日の前日には、事業所利用の適否を確認すること。
- (3)利用者の健康その他の理由により、サービス利用予定日に利用できなくなった場合は、前日までにその旨を管理者に必ず連絡すること。
- (4)送迎、食事、入浴等に関しては、事業所の職員の指示に従うこと。(ただし、認知症等著しい見当識障害等がある利用者の場合を除く。)
- (5)故意に施設を汚したり、設備又は器物を破損しないこと。管理者は、利用者が設備等を故意に 破損及び汚損させた場合は、修理に要する費用を利用者等に請求することができること。
- (6)所持品には必ず氏名を明記し、衣服については上下別々に着脱できるものをできるだけ用意すること。
- (7)主治医からの指示事項等がある場合には申し出ること。
- (8)利用中に気分が悪くなったときは速やかに申し出ること。
- (9)体調不良等によりサービス利用に適さないと判断される場合は、サービスの提供を中止することがある。

10. 非常災害対策

事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を立て、 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するととも に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

11. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべからざる事故による場合は、この限りでない。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 虐待の防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、必要な措置 を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (2)虐待防止のための指針を整備しています。
- (3) 職員に対して虐待を防止するための研修を定期的に実施しています。
- (4)虐待防止の措置を実施するための担当者を配置しています。

15. 秘密の保持について

事業者、事業所の管理者、事業所の職員および事業所に関係する職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を第三者に漏らしません。

前記については、事業者、事業所の管理者、事業所の職員および事業所に関係する職員であった者についても同様とします。

事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、 利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得ておくも のとします。

16. 苦情の受付について

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター等及び各務原市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所では利用者やご家族の皆様からの苦情に適切対応する体制を、次のように整えております。当事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を下記により設置し、苦情解決に努めることとしています。

- 苦情解決責任者 岩田 智也(リバーサイド川島園施設長)
- 〇 苦情受付担当者 可 児 幽(施設介護課 課長)

苦情受付副担当者 星 健吾(居宅介護支援センター・マネージャー)

苦情受付副担当者 松原 幸義(在宅介護課 課長)

☆ 窓口受付時間 毎週月曜日~金曜日 8:30~17:30

電話番号 0586-89-5611 FAX 0586-89-5614

苦情面接、電話、書面などにより苦情受付担当者又は苦情受付副担当者が随時受け付けます。 苦情受付ボックスとしてリバーサイド川島園の喫茶コーナーに「ご意見番」を設置しております。

○第三者委員の配置

箕浦 久子 連絡先 羽島郡笠松町新町7 電話 058-387-2224

土岐 安代 連絡先 羽島郡岐南町伏屋4-194 憶念寺 電話 058-245-3835

小島 眞理子 連絡先 岐阜市柳津町上佐波3-152 等光寺 電話 058-279-0260

小島 祥司 連絡先 各務原市川島松倉町1241番地 電話 0586-89 -5387

☆第三者委員は、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置しています。第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2)サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	各務原市健康福祉部介護保険課	電話番号 058-383-2067
	岐阜県国民健康保険団体連合会	電話番号 058-275-9826
	岐阜県運営適正化委員会	電話番号 058-278-5136

17. 個人情報の取り扱いについて

利用者及びその家族の個人情報について下記により必要最低限の範囲内で使用、提供、又は収集します。

①使用目的

- (1)介護サービスの提供を受けるに当たって、利用者の介護予防ケアプラン立案のために担当職員 と介護サービス事業者との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況 を把握するために必要な場合
- (2)上記(1)のほか、居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所、及び介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合
 - (3)サービス提供にかかる利用開始・終了手続きなどの管理運営業務のため
 - (4)現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又は傷病等で病院へいったときで医師・看護師等に説明する場合
 - (5)提供したサービスに関する請求業務などの介護保険事務のため
 - (6) 当法人で行われる職員研修における事例検討のため
 - (7) 当法人で行われる学生等の実習研修のため
 - (8)審査支払い機関(国保連)や保険者からの照会など、法令上応じることが義務付けられている事項のため
 - (9)外部監査機関・サービス評価機関への情報提供のため
 - (10)損害賠償保険・傷害保険等に係る保険会社等への相談・届出のため
 - (11) その他、特に目的を特定の上、同意を得て収集した個人情報については、その利用目的に沿う 範囲
 - ②使用する期間
 - (1)サービスの提供を受けている期間
 - ③使用する条件
 - (1)個人情報の取り扱いにあたっては関係者以外のものに漏れることのないよう細心の注意を払います。
 - (2)上記①の目的で使用した際の記録等について請求があれば当該部分について開示します。

≪利用者ご本人の 利用者ご本人の映					
□ ホームページ	□ パンフレッ	ト □ 広報誌	□ 施設内掲示物		
に使用することを	同意します。(同意	しない ものにチェッ	ッ ク)		
令和 年 事業者は、利用者 の取り扱いについての	へのサービス提供		書面に基づき重要事	項の説明及び個人情	
第一号通所事業	美(介護予防通所介	↑護相当サービス)	リバーサイド川島	;園デイサービス	
説明者職名	職種	氏 名	印		
	見しても十分理解し		サービスの提供に同 。なお、この文書が		
利 用 者	住 所				
	氏 名		印		
利用者は(に代わって、その署名			め、利用者本人の意	思を確認のうえ、利月	刊者
署名代行者 (又は法定代理人)	住 所				
	氏 名		印(続柄:)	
家族等	住 所				
	氏 名		印(続柄:)	

2024.6.1